

文永八年の法難と日昭上人の動向 (一)

久 住 謙 是

文永八年(一二七一)の法難は、日蓮聖人とその一門をまきこむきびしいものであった。これは、幕府が蒙古の襲来にそなえた防衛体制を整える急務に平行して、国内の秩序を保持するための領内悪党を鎮むべきことが必要であった政治的・社会的背景が、聖人とその一門をして、諸宗批判への激化、既成宗教の権威、世俗的な一切の権威を否定した法華信仰と、伊豆流罪の当時から比較して、より組織的に拡大した信仰集団が無視できない状況にあったということが客観的にいえるであろう。

法難の模様を簡略に記すならば、九月十二日、幕府は侍所々司平頼綱の指揮のもと、聖人を捕え、鎌倉市中を謀叛人のごとく引き廻し、依智の本間重連に預けられ、十月、佐渡へ流罪となった。この間、有名な竜の口法難があつて危く一命を免れている。

この法難は、十年前の弘長元年(一二六一)の伊豆流罪

とことなり、ひとり聖人の受難にとどまらなかつた。

「弟子等を流罪せられ、籠に入られ、檀那の所領を取られ、御内を出され」(如説修行鈔 定遺七三六頁)たり、「或は父母兄弟に捨らる。されば付し人も捨はてぬ」(法蓮鈔 定遺九五二頁)

幕府の権力による弾圧に加えて、主従関係・血縁関係をも含めた葛藤の中に弟子・檀越がおかれていた。

こうした状況は、かねて法華経には、「如来現在猶多怨嫉況滅度後」の経文を引用して、しばしば難持たることを一門へ強調してきた聖人ではあつたが、「大小の難來る時は、今始て驚き肝をけし、信心を破る」(如説修行鈔 定遺七三二頁)者が、その弾圧に耐えられず退転していった。また、この受難に「疑ひををこして皆すて」(開目抄 定遺六〇四頁)る者など、師の佐渡配流、門弟の弾圧というかつてない大規模な法難の中で、建長五年から、とりわ

け文永初期以来形成してきた信仰集團は、弾圧と迫害にさらされ、恐怖と懐疑、動揺と離散の潰滅状況にまで追い込まれ、「弟子檀那の中の臆病のもの、大体或はをち、或は退転の心あり」（弁殿尼御前御返事 定遺七五二頁）「御勘気の時千が九百九十九人は墮候」（新尼御前御返事 定遺八六九頁）と多数の転向者、脱落者を続出させることとなった。

聖人とともに配流に従った弟子もいたであろう。日朗上人以下僧俗五名が禁獄されたことは、「五人土籠御書」定遺五〇六頁）に記されている。日朗上人は聖人の高弟であり、鎌倉を中心に教線を張った指導的立場にあったし、弘通活動の先端に立っていた人であることはいうまでもない。禁獄の五人もおそらく、そのような有力な活動者と考えられる。

叡山留学から帰鎌して活動していた三位房も、そのようない線上にある弟子であった。「同罪に被」行て頸をはねらるべきにてありし」（頼基陳状 定遺一三五二）と記されているところから、危難を蒙る状況におかれていたらしい。

鎌倉在住の檀越、四条頼基、大字三郎も受難の聖人と決定して行動をともにしていた。

しかし、所領没収、御内追放の動きはあったにもかかわらず、さいわいことなきをえたようであった。（崇峻天皇

御書 定遺一三九四頁。 大字三郎殿御書 定遺一六一九頁）

「わずかの身命をささえしところを法華經のゆへにめされ」（妙一尼御前御消息 定遺一〇〇一頁）た妙一尼の夫の記述は、法難のおりの所領没収された檀越と考えられる。妙一尼は、日昭上人と血縁関係にあったらしく、聖人の佐渡の配所、身延山中へ下人を遣わしなどして助けられた篤信の尼であった。（妙一尼御返事 定遺七二二頁）

以上は、文永八年の法難の様子、鎌倉の門弟・檀越の消息を聖人の遺文から知られているところである。

前置が長くなったが、これからテーマの問題に関わってゆきたい。前述の法難の消息をおりにふれてきた中に、日昭上人の動向に関する記述が見られない。これは一つの注目されるところである。現存遺文から知る限り、門弟受難のメンバーに加わってなかったことは確実である。これを前提に論を進めるとすれば、聖人の第一の弟子、門弟の上足である彼が、なぜ法難に関わらず、弾圧の枠外に居ることができたのか、そして彼の動向がどのような状況にあったのか、推考を進めてみたい。

まず、日昭上人が天台宗の庇護にあったことを高木豊氏は理由にあげている。

同じ高弟の一人であった大進阿闍梨とともに、日昭上人が弾圧の枠外にいたことは、既成教団の天台宗に所属して

いたことにもとづく教団の庇護があつたからではないか。最初から聖人の弟子となつた日朗上人の入牢と対比し、過去の法然教団の弾圧の場合、天台教団に身を置く源空の弟子が比較的危難を免れている事実を類例として挙げてゐる。(日蓮と門弟 五九頁 講座日蓮Ⅱ 九〇頁)

たしかに、聖人の弟子には、天台宗出身の多いことは知られてゐる。六老僧に定められた日昭・日興・日向・日持の四師はいづれも天台教団に属してゐた。

しかし、ことに阿闍梨号を持つ高位の僧は、さきの大進阿闍梨と日昭上人であつたことを考えるとき、鎌倉において二人がとくに法難の一步外に立つことが許される立場を保持してゐたとする説も首肯できないことではない。

これを援証する聖人の書に、依智の本間の館より佐渡へ出発にあたり、禁獄の門弟たちへ、牢の中の寒さに思いやりつつ、別れの挨拶を送られた「五人土籠御書」(定遺 五〇六頁)がある。「大進阿闍梨はこれにさたすべき事かたかたあり。又をのをの御身の上をもみはてさせんがれう(料)にとどめをくなり」と、記すところは、大進阿闍梨が入牢の門弟たちの面倒を見てくれる旨をしらせているのであるが、この文より見ると、大進阿闍梨は法難を免れ行動の自由を得ていることがわかる。禁獄の五人と対照的な立場である。

既成教団の庇護と証する手がかりとも思えるが、事実、

そのような手だてが行使されたものかどうか。大進阿闍梨の行動の自由が認められたとしても、直截に阿闍梨号を持つた天台僧という理由で日朗上人の難を免れた同一の理由づけがなされてよいか、検討を加える必要がある。一つの説得力は保持するとしても、断定するには疑問が残るように思われる。これは次の文にも関わつて考えられる。前出の聖人が大進阿闍梨をさして、「これにさたすべき事かたかたあり」とあるその意味するところである。何であるか定かではないが、法難という教団危機の中で、一方的見方に墮すおそれがないわけではないが、あえて推考すれば、弟子として、不本意な与同的行動といった聖人に訓戒されるべき態度があつたのではなからうか。もし、そのような行動にもとづいて難が避けられ、拘引束縛されない立場を保つたとするならば、聖人の「さたすべき事」とは、それに関わつたことであつたらうか。

「仏祖統紀」には、既成教団の庇護という消極的理由でなく、より積極的な意義を付与してゐる。

すなわち、「補処位」(同書一九五頁)にもとづく、聖人に随待しない避難は予定の行動といわれるものである。「補処」とは、「仏の処を補う意、前の仏がすでに亡くなつた後に仏となつてその処を補うこと」(仏教語大辞典 一一七八頁)である。補はかけるたるを補うことを意味し、これは聖人が万一のときは、聖人の後継者として前陣

に続く使命を帯びた者をさす。「我法は日昭に囑累す。我れ滅度を取るとも、汝等心を動ずること勿れ……汝等日昭を見ること日蓮を見るが如くせよ。衆咸く低頭して高祖の命を拜すと」(同書 一九五頁)。「仏祖統紀」は、日昭上人の役割を、門弟中とくに長老の上足であるところから、「補処」を命じられ、門弟にもその趣を徹底させた。そのような主旨に一貫して日昭上人を位置づけ、同書、日興上人伝中における法難の対処、日興・日向・日頂各師の日昭上人への依憑が窮われるところである。

聖人と弟子・檀越などの不惜身命のラジカルな行動とは、一歩退いたところに立って、教団の護持、講会など、いわゆる聖人の後顧の憂なからしめんとせられたのではないかとすると、当然、聖人と受難を共にすることなく、法難後の教団の体制立て直しの使命をもって故意に弾圧、迫害を免れ、身をひそめられたとする。

これは「仏祖統紀」の影響を受けた、日昭門流の縁起にも強調するところである。極めて日昭上人の護教的な記述と思われる。法難後、佐渡よりの大進阿闍梨、三位房と連署で秘書を書き送られたり、聖人不在の鎌倉において、大師講を再び行うべきことを命じられるなど日昭上人の果たす役割の大きいことを考慮するとき、「仏祖統紀」の説も否定しえないように思われる。

(続く)